

# 8月は人権強調月間

8月は人権強調月間です。人権について考えるきっかけとして、公益財団法人 世界人権問題研究センター理事長の坂元茂樹さんから「平和と人権」をテーマに寄稿していただきました。この機会に、皆さんも人権について考えてみましょう。

## 平和と人権について考える

公益財団法人  
世界人権問題研究センター理事長

坂元茂樹さん寄稿



(公財)世界人権問題研究センター理事長、神戸大学名誉教授、法学博士(神戸大学)。国際法学会代表理事、国際人権法学会理事長などを歴任。現在は(公財)人権教育啓発推進センター理事長、内閣府アイヌ政策推進会議委員、最高検察庁参与なども務める。

### ロシアのウクライナ侵攻

令和4年2月24日、ロシアによる「特別軍事作戦」と称するウクライナ侵攻が始まり、ウクライナの人々の平和な日常が全土で奪われる事態が生じました。世界の193の国が加盟している国連は、加盟国による武力による威嚇、武力の行使を禁止し(国連憲章2条4項)、国際紛争の平和的解決の義務を定めています(同条3項)。

許される武力行使は、自衛権に基づく武力行使(憲章51条)と、国連安全保障理事会(以下、「安保理」)が平和に対する脅威、平和の破壊、侵略行為があったと認定し(同39条)、そのような行為を行った国に対する軍事的措置を決定した場合のみです(同42条)。ただし、軍事的措置への参加は任意です。

ロシアは、その周辺国への軍事介入に際して、しばしば自国民であるロシア系住民の保護を名目に自衛権に基づく武力行使を行ってきました。今回、ロシアはまったく事実無根のドネツク州とルガンスク州のロシア系住民への集団殺害(ジェノサイド)を理由とした自衛権に基づく武力行使だと自らの行為を正当化しています。同月25日、安保理でロシア

## 自由は「奪い得ない権利」

5、棄権35という圧倒的多数で採択されました。国際社会は、ロシアによる力による現状変更の試みに対して明確に「否」を突きつけました。

### 恐怖からの自由

としての平和

ロシアのウクライナ侵攻で我々が目撃しているように、戦争は一般の市民を襲います。人間が戦争その他の恐怖にさらされることなく、平和のうちに生きる権利を持つべきだとの議論の先駆けとなったのは、米国のフランクリン・ルーズベルト大統領による「4つの自由」と題する議会

演説(昭和16年)です。彼は、この演説の中で、軍縮などの国も隣国へ侵略行為を行わないことを求める決議案が提案されましたが、常任理事国であるロシアの拒否権の行使により、この決議案は採択されませんでした。

第2次世界大戦後に設立された国連憲章は「われらの一生のうち二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、このために、善良な隣人と互いに平和に生活」(前文)することを誓いました。しかし、我々は、この前提が崩れてしまったことを目撃し

### 平和と人権の関係

も戦争が無秩序な法状態であるかのようですが、彼らの行為は国際人道法に違反する明白な戦争犯罪であり、その行為に責任を負う者を不処罰に終わらせてはなりません。もし、それを許せば、国際法はその存在意義を失うからです。

平和の破壊により、影響を最も受けるのは、何よりもまず個人です。日本国憲法は、われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する(前文)と宣言しています。世界人権宣言(昭和23年)は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義および平和の基礎をなすものである(前文)と述べて、人権の保障が平和の基礎であると位置づけました。ロシアでは、表現や集会の自由の行使である反戦デモさえ弾圧される人権状況下にあります。

プーチン大統領は、あろうことか核兵器の使用さえもほめかしています。われわれ日本人は、毎年8月6日の広島と9日の長崎の原爆の日

に、過去の原爆の惨禍を想起し、原爆によって戦争は早期に終結させることができたことを考える加害国の人たちに、原爆や核兵器の悲惨さを想起するよう語りかけています。日本人は原爆や核兵器の廃止は、人類の課題であるとして普遍化されたメッセージを発信しています。それゆえに、原爆資料館は米国のオバマ前大統領やローマ法王が訪れる施設になっています。

今回、多くの市民の遺体が発見されたウクライナのプーチンも、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える場所として今後記憶されるでしょう。我々は、ロシアのウクライナ侵攻を契機に、平和について真剣に考える必要があります。

### 平和を願い黙とうを

昭和20年8月6日午前8時15分、広島に原子爆弾が投下され、9日午前11時2分、長崎に原子爆弾が投下されました。終戦から今年で77年。多くの犠牲者のご冥福と世界恒久平和を祈念するため、次の日時に1分間の黙とうをお願いします。

- 広島被爆の時 8月6日(土)午前8時15分
- 長崎被爆の時 8月9日(火)午前11時2分
- 終戦の日 8月15日(月)正午

## 消費税インボイス制度説明会のお知らせ

開催日	時間	内容	定員	場所
8月12日(金)	午前10時~11時 または 午後2時~3時	①インボイス制度説明会 ②登録申請相談会	各回とも20人 ※参加無料	宇治市大久保町井ノ尻60-3 (宇治税務署別館大会議室) ※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。
8月26日(金)				
9月9日(金)				
9月22日(木)				

※8月26日(金)の午後2時~3時と9月22日(木)の午前10時~11時のインボイス制度説明会は、消費税の仕組みから知りたい人向けの内容としています。

令和5年10月から導入される消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の説明会が開催されます。事前予約制となりますので、参加希望者は、開催日前日の午後5時までに宇治税務署に電話で予約してください。  
※コロナ禍の状況を踏まえ、開催中止とする場合や、予約の申込状況などによっては、ご希望に添えない場合があります。

宇治税務署法人課税第一部門  
☎0774-44-4452

## 市税等の納付は便利な口座振替のご利用を

市・府民税(第2期分)、国民健康保険料(第3期分)の納期限は8月31日(水)です。納期限までに市税等取扱金融機関やコンビニ、スマホ決済(PayPay、LINE Pay)、市役所で納

付してください。また、口座振替をご利用の人は残高の確認をお願いします。

口座振替の申し込みをご希望の方は、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼

書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関には同依頼書がない場合あり)や税務課へ提出してください。  
※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。

■納期限が過ぎた市税等は京都地方税機構へ移管  
納期限までに納付がない場合は、督促状(督促手数料100円を加算)を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

問税務課収納係 ☎983-2481